令和4年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時: 令和4年9月22日(木) 午前9時から午前10時11分

2 場 所: 鹿屋市役所 7 階大会議室

3 委員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ﨑 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	田	郷原 實行	出	福元 康光
出	寺下 幸弘	欠	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木塲 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	欠	本田 淳子		

推進委員

欠	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	欠	立元 和揮
出	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	入佐 哲朗
出	持増 正	出	中尾 明徳	出	矢野 嘉彦	出	川﨑守
出	垣内 直人	出	上穗木 紀順	出	松元 渡		
欠	德田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
欠	髙田 裕幸	出	森園 浩美	出	福元 里美		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主事 前田 裕孝

担い手育成係 主査 宮城 友美

5 事務局職員 局 長 西迫 博

次長兼農地係長 税所 篤行 主幹兼振興係長 上之脇 秀輝

 主
 査
 関口
 実

 主
 査
 池畑
 信幸

主 査 図師 竜太(輝北総合支所産業建設課) 主 査 板山 智典(串良総合支所産業建設課) 主 査 下川路 茂(吾平総合支所産業建設課)

- 6 総会日程 〔議事〕
 - ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地転用の事業計画変更について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について [その他]
 - ・農業まつり等における農地相談について
- 7 議事経過 別紙のとおり
- 8 署名委員 有村 隆 委員・ 藏ヶ﨑 俊光 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年9月22日(木) 開会 午前9時 閉会 午前10時11分 鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

- 局 長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。
- 議長 ただいまから、令和4年度第6回鹿屋市農業委員会総会を開会します。 事務局長に委員の出席状況を報告させます。
- 局 長 本日の、欠席は、田中委員、本田委員の2名です。

出席委員数は、19名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告 します。

なお、推進委員の欠席は、立元委員、髙田委員、徳田委員、鶴田委員です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、 以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

- 議 長 鹿屋市農業委員会規則第31条 第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号
 - 11番の有村委員と、13番の藏ヶ崎委員を指名します。

本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。

これより議事に入ります。

- 1頁、議案第44号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 上之脇 議案第44号につきましては、1頁から41頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和4年9月26日です。合計面積は、16万8千799㎡、うち更新分10万9千362㎡、内訳として、田が6千137㎡、畑が15万8千496㎡、樹園地が4千166㎡です。利用権を設定する者が44人、設定を受ける者が23人です。始期は、いずれも令和4年10月1日です。期間は、3年、5年、6年、10年、20年です。

次の3頁から25頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から6頁の6番は、設定期間が3年です。1番、2番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、3番、4番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、5番は、賃借権で新規設定。6番は、議事参与の制限にあたりますので、後 ほど説明します。

次に、6頁、次の7番から13頁の20番までは、設定期間が5年です。7番、8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番は、使用貸借権で新規設定。10番は、賃借権で新規設定。

次に、8頁、11番は、賃借権で新規設定。12番は、使用貸借権で再設定。

次に、9頁、13番、14番は、使用貸借権で再設定。

次に、10頁、15番は、使用貸借権で再設定。16番は、賃借権で再設定。

次に、11 頁、17 番は、使用貸借権で再設定。18 番は、賃借権で再設定。

次に、12頁、19番は、賃借権で再設定。20番は、使用貸借権で再設定。

次に、13 頁、次の21 番から15 頁の24 番までは、設定期間が6年です。21 番は、賃借権で再設定。22 番は、使用貸借権で再設定。

次に、14頁、23番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、24番は、賃借権で再設定。

次の25番から24頁の41番までは、設定期間が10年です。まず25番は、使用貸借権で新 規設定。

次に、16頁、26番は、賃借権で新規設定。27番は、使用貸借権で新規設定。

次に、17頁、28番は、賃借権で新規設定。29番は、使用貸借権で新規設定。

次に、18頁、30番は、賃借権で再設定。31番は、使用貸借権で再設定。

次に、19頁、32番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、33番、34番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、35番、36番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、37番、38番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、39番、40番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、41番は、賃借権で再設定。

次の42番は、設定期間が20年です。42番は、賃借権で新規設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から25頁までの42件の利用権設定ですが、 5頁の3年もの6番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますが、本田委員が欠席のため、このまま審議します。

事務局の説明をお願いします。

- 上之脇 5頁の6番は、借人本田委員の息子さんが賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 本田委員に係る3年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

本田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの41件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、26 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転につきましては、26 頁から31 頁です。まず、26 頁で説明します。公告年月日は令和4年9月26日、合計面積は、1万9千617㎡で、うち田が5千369㎡、畑が1万1千851㎡、樹園地が2千397㎡です。所有権を移転する者が10人、所有権の移転を受ける者が7人です。

次に27頁、次の1番から31頁の10番までは、全て所有権移転協議が成立したものですが、 27頁の2番及び31頁の9番が議事参与の制限にあたりますので後ほど説明します。以上です。

議長 27頁の2番が、私の案件で、私が議事参与となりますので、議長を副会長と代わります。

副会長 所有権移転協議が成立したもの10件ですが、27頁の2番が、鹿屋市農業委員会規則第26 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、木場会長に退席をいただき審議します。

(木塲会長:退席)

事務局の説明をお願いします。

上之脇 27 頁の2番は、譲渡人の木場会長が、所有権移転を行うもので、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

副会長 木場会長に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(木塲会長:議席へ着席)

木場会長の案件は、許可と決定いたしました。

ここで、私の務めは終わりといたします。

議 長 次に、31 頁の9番が、議事参与の制限にあたりますので、倉田委員に退席をいただき審議 します。

(倉田委員:退席)

議 長 事務局の説明をお願いします。

上之脇 31 頁の9番は、譲受人の倉田委員が、所有権移転を受けるもので、農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 倉田委員に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(倉田委員:着席)

倉田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの8件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、32 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題と いたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、32 頁から 41 頁です。32 頁で説明します。公告年月日は、令和 4年 9月 26 日です。合計面積は、6 万 9 千 108 ㎡で、うち、田が 2 万 728 ㎡、畑が 4 万 8 千 380 ㎡です。利用権を設定する者が 14 人、利用権の設定を受ける者が 9 人で、新規設定 16 件です。始期は全て、令和 4 年 10 月 1 日で、期間は 5 年及び 10 年です。33 頁をご覧ください。

次の1番から35頁の6番までは、設定期間が5年です。1番、2番は、賃借権。

次に、34頁、3番は、賃借権。

次の4番から35頁の6番までは、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、36 頁の7番から41 頁の16番までは、設定期間が10年です。7番、8番は、賃借権。

次に、37頁、9番、10番は、賃借権。

次に、38頁、11番、12番は、賃借権。

次に、39頁、13番、14番は、賃借権。

次に、40頁、15番は、使用貸借権。16番は、賃借権。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、33 頁から 41 頁までの中間管理権設定 16 件ですが、 34 頁の 5 年もの 4 番から 35 頁の 6 番までが、農業委員会の取決め制限にあたりますので、 入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員:退席)

事務局の説明をお願いします。

- 上之脇 34 頁の4番から35 頁の6番までは、借人である入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 入佐委員に係る5年もの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員:着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの13件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、42 頁、議案第 45 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」 を 議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第45号につきましては、42頁から44頁です。今回は、所有権移転が11件、地上権が2件の合計13件です。

初めに、42 頁です。 1番は、畑が1筆で 302 ㎡の売買です。 2番は、畑が1筆で1千 44 ㎡の売買です。 3番は、畑が1筆で 509 ㎡の売買です。 4番は、畑が1筆で 545 ㎡の売買です。 5番は、畑が1筆で4千991 ㎡の売買です。

次に、43 頁です。6番は、田が2筆で2千917 ㎡の売買です。7番は、畑が1筆で2千817 ㎡の贈与です。8番は、畑が1筆で999 ㎡の売買です。次の9番から10番までは、全て設定期間10年間の地上権設定です。5条申請と関連です。

次に、44頁です。次の11番から13番までは、全て記載のとおりです。以上です。

- 議 長 それでは、調査がなされていますので、44 頁の 11 番から 13 番までを、寺下委員に、報告 をお願いします。
- 寺 下 議席番号3番の寺下です。去る9月13日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申 請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、44 頁の 11 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な 農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、甘藷を作付けするとのことでし た。

次に、12番ですが、下限面積及び農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、20年前から牧草を作付けしてるとのことでした。

次に、13番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、経営農地が全て市外のため、調査を実施しました。今回、取得する農地には、サカキを作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、 調査員としましては、

3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました13件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、45 頁、議案第46 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局 の説明をお願いします。

- 上之脇 議案第46号につきましては、45頁の1件です。1番について、当初は、0.41㎡の転用面積でしたが、当初計画のモジュールが入手できず、モジュールを変更した結果、支柱本数の減少に伴い転用面積が、0.36㎡に変更となったものです。以上です。
- 議長 ただいま、説明がありました1件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

- 議長 次に、46 頁、議案第47号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を 議題とします。事務局の説明をお願いします。
- 上之脇 議案第47号につきましては、46頁です。今回は、3件です。

まず、1番は、牛舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。なお、 令和3年度第12回総会で審議済です。

次に、2番は、牛舎、堆肥、農業機械置場、ラッピングロール置場を整備するもので、農地区分は「農用地利用計画指定用途」です。なお、令和4年度第2回総会で審議済です。

3番は、記載のとおりです。以上です。

- 議長 それでは、調査がなされていますので、46頁の3番を森園委員に、報告をお願いします。
- 森 園 推進委員の森園です。去る9月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第4条申請の現地 調査を実施しましたので報告をいたします。

46 頁の3番ですが、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に進入用道路を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました3件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、47 頁、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を 議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第48号につきましては、47頁から53頁です。

47 頁をご覧ください。まず、1番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。2 番は、建売住宅、駐車場、通路を整備するもので、農地区分は3の5です。3番は、駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

次に、48 頁、4番は、一般住宅、車庫を整備するもので、農地区分は1の3です。 なお、令和4年度第2回総会で審議済です。5番は、資材置場を整備するもので、農地区分は1の5です。なお、令和3年度第12回総会で審議済です。6番は、建築条件付宅地を整備するもので、農地区分は3の4です。なお、令和4年度第2回総会で審議済です。

次に、49 頁、7番は、露天駐車場を整備するもので、農地区分は1の5です。なお、令和3年度第10回総会で審議済です。8番は、建売住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第1回総会で審議済です。9番は、農家住宅、農機具倉庫を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和3年度第8回総会で審議済です。10番は、一般住宅、車庫を整備するもので、農地区分は3の2です。なお、令和4年度第1回総会で審議済です。

次に、50 頁、次の11番から53頁の24番までは、全て記載のとおりです。以上です。

- 議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、50 頁の 11 番から 13 番までを村山委員に、50 頁の 14 番から 51 頁の 18 番までを堀之内委員に、52 頁の 19 番から 53 頁の 22 番までを細川委員に、53 頁の 23 番と 24 番を田村委員に、報告をお願いします。
- 村 山 議席番号17番の村山です。去る9月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請 の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、50 頁の11番ですが、4条申請の3番と関連です。申請地は鹿屋旭原郵便局の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及び進入用道路を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に 12 番ですが、申請地は東原インターチェンジの北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、 申請地に資材置場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可 要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は鶴峰小学校の北西に位置し、周囲は10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、排水対策も十分に行う計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

堀之内 議席番号15番の堀之内です。去る9月13日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申 請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、50 頁の14番ですが、申請地は鹿屋体育大学の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に51頁の15番ですが、申請地は野里小学校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の 農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位 置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整 備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあ ることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断し ました。

次に16番ですが、申請地は野里町集落センターの東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業は施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第3種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅、通路、駐車場を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に17番ですが、申請地は野里町集落センターの北東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅及び進入用道路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 18 番ですが、申請地は田崎多目的運動広場の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請

地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、14 番から 18 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

細川 推進委員の細川です。去る9月13日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地 調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、52 頁の 19 番ですが、申請地は野里町集落センターの北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に20番ですが、申請地はJA鹿児島きもつき大姶良支所の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅及び進入用道路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に21番ですが、申請地は大姶良中学校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に53頁の22番ですが、申請地は獅子目町西公民館の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内で農業を営 む方で、申請地に牛舎及び堆肥舎を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。

以上、19番から22番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

田 村 議席番号10番の田村です。去る9月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条の一 時転用申請に伴う現地調査を実施しましたので報告いたします。

53 頁の 23 番及び 24 番を併せて報告いたします。23 番及び 24 番の申請地は、東原インターチェンジの東に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。転用事業者は、農作物の栽培を継続しながら、農地に支柱を立てて、上空に太陽光発電設備を設置する営農型太陽光発電設備を整備する計画です。転用面積は、支柱部分と電柱の合計面積になります。申請地では、茶の栽培を行うものです。転用の期間は営農者が認定

農業者であるため、10年間となります。調査は、令和2年度第7回総会で決定しました営農型太陽光発電施設の審査項目に基づき審査を行いました。農作物の収量については、茶は遮光率が40%以内であれば、生育に支障はないとの試験結果があり、パネルの配置計画や、既に完成した施設の構造から平均単収の8割は確保する見込みがあると判断しました。農作業への支障については、支柱は高さが3m、幅が4.5mあり、農業機械の利用に支障はないと判断しました。周辺農地への日照の影響については、隣接する農地との間に緩衝地を設ける計画であり、悪影響を及ぼすことはないと判断しました。また、雨水排水の処理については、周辺農地へ流出するおそれがないことから、支障はないと判断しました。

以上のことから、23 番及び24 番の営農型太陽光発電施設の設置による一時転用については、調査員としては、支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました、許可申請24件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、54 頁、議案第 49 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第49号につきましては、54頁から59頁です。54頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は5件で、畑が6筆となっております。対象面積の計は5千155㎡で、内訳としまして、畑が5千155㎡となっています。

次の55頁から59頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

- 議 長 ただいま事務局から説明がありました、54 頁の農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定 5 件ですが、3番が農業委員会の取決め制限にあたりますが、立元委員が欠席のため、このまま審議します。54 頁の3番については、調査がなされていますので、倉田委員に報告をお願いします。
- 倉 田 議席番号6番の倉田です。去る9月12日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備 計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

3番ですが、周辺図等は57頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。申請地は旧高尾小学校の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあることから、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 立元委員に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

引き続き、調査がなされていますので、54 頁の1番及び2番を倉田委員に、4番及び5番を中牧委員に報告をお願いします。

倉 田 議席番号6番の倉田です。去る9月12日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備 計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、1番ですが、周辺図等は55頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で建設業を営む法人で、申請地に資材置場を整備する計画です。申請地は肝属家畜保健衛生所の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりはないが、土地改良事業が施行されていることから、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は56頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内で農業を営む法人で、申請地に収穫野菜置場及び作業用車両駐車場を整備する計画です。申請地は下祓川ふれあい公園の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されている農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の整備であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

中 牧 推進委員の中牧です。去る9月12日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備計画 の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、4番ですが、周辺図等は58頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で酪農を営む法人の代表で、申請地に農家住宅及び農業用倉庫を整備する計画です。申請地は細山田中学校の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は59 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅10 棟を整備する計画です。申請地は鹿屋東中学校の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、 調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。 議長 ただいま、報告がありました4件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、60 頁、議案第 50 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

- 上之脇 議案第50号につきましては、60頁です。今回は3件です。次の60頁の1番から3番については、記載のとおりです。以上です。
- 議長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、60頁の1番から3番までを、矢野委員に報告をお願いします。
- 矢 野 推進委員の矢野です。去る9月13日、記載の委員2名と事務局で非農地証明について調査 を行いましたので報告します。

60 頁の1番ですが、申請地は、旧神野小学校の北西に位置し、平成10年頃から耕作されていないとのことでした。樹木の生育状況など土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に2番ですが、申請地は、鹿屋東中学校の東に位置し、平成8年から住宅及び店舗の敷地として利用しているとのことでした。土地の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は、西原小学校の北西に位置し、令和2年7月5日の豪雨により、 隣接する山林の一部が崩落して被災してしまったとのことでした。 鹿屋市農業委員会非農地 証明事務処理要領第2条第1項第2号に規定される、農地への復旧ができないと認められる 土地と判断され、周囲の農地への影響もないことから、非農地証明を行うことは支障がない と判断しました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました3件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、61 頁、議案第 51 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第51号につきましては、61頁から62頁です。今回新たに、譲渡希望が61頁の1番から7番までの7件です。次に、賃貸借希望が62頁の1番から5番までの5件ですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議 長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

61 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を榎原委員と森園委員に、2番を畠井委員と 西元委員に、3番を園田委員と徳田委員に、4番を郷原委員と細川委員に、5番を田中委員 と中尾委員に、6番と7番を寺下委員と持増委員に、お願いします。

次に、62 頁、賃貸借希望の1番を畠井委員と西元委員に、2番を村山委員と本村委員に、 3番を榎原委員と森園委員に、4番を倉田委員と髙田委員に、5番を藏ヶ崎委員と中牧委員 に、お願いします。

次に、63 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事 務局の説明をお願いします。

- 上之脇 資料 63 頁をご覧ください。合意解約につきましては、63 頁から 72 頁です。今回は 17 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。
- 議長 ただいまの報告のとおり、63 頁から、72 頁まで17 件の合意解約です。報告しておきます。 以上で、第6回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。
- 西ノ原 遊休農地調査の時に3年以上放置されている農地については所有者が管理しなくてはならないという相談も受けているが、ネズミなどの住家となり、周辺農地に影響が出ているところである。今、遊休農地のパンフレットを見たら、4頁に措置命令として「市長は遊休農地において病害虫の発生、土砂等の堆積など周辺の営農に著しい支障が生じ、あるいは生じる恐れのある場合は、遊休農地の所有者等に支障の除去等を命じることができます。これに従わない場合には、市長自らこれを行い、所有者等から除去等の費用を徴収することができます。」と書いてあるが、これは何時からできるのですか。既に決まっていることなのですか。
- 議 長 何時からこの法律が施行されるのかという質問だということだそうです。
- 上之脇 中間管理機構に関する部分も含む内容となっておりますので、再度確認して、後日回答するということでよろしいでしょうか。
- 議長 よろしいでしょうか。他にありませんか。
- 中塩屋 質問ですが、植木をしていてそのまま放置して、山林のようになっている農地がありますが、その木の先端が高く伸びて、隣の農地に覆いかぶさっているのがありますが、それもこの措置命令に含まれるのでしょうか。

- 次 長 只今の質問についても、併せて調べてから後日回答させていただきたいと思いますので、 よろしくお願いします。
- 局 長 只今、中塩屋委員の言われたことについて、まず、非農地ができるのかということも判断 の一つなんですが、農振農用地区域内であれば無理ということになります。また、緑化を植 えた会社が分かれば、こちらから指導もできると思っております。
- 中塩屋後日、現地を見に来ていただいて、回答いただければと思います。
- 局 長 分かりました。
- 園 田 農地を借りて、木を植えたのが大きくなって、今は貸借の期間が切れているが、植えてある木は財産となるので、勝手に切ることができるのでしょうか。
- 局 長 それについても、植えた会社とのやり取りになってくると思われます。
- 議 長 他に何かありませんか。なければ、事務局からお願いします。
- 次 長 「農業まつり等における農地相談について」です。資料の、73 頁をお開きください。今年度の輝北、鹿屋、串良の農業まつり等は開催される方向で、実行委員会等で話し合いがもたれています。最終的な結論はまだ出ていませんが、開催された場合、農業委員会で各会場に農地相談のブースを設け、市民の方の農地相談に応じることになります。つきましては、3会場に各3名の委員、推進委員の選考を総会終了後、各地区ごとに集合し、相談員を選任していただき、報告をお願いいたします。開催の有無や、集合場所、時間等については分かり次第、選考された方に、お知らせしますので、よろしくお願いします。以上で終わります。
- 局 長 それでは、10月の調査委員を申し上げます。
 - 10月12日、水曜日、4条・5条の調査が、上野委員、松元委員でございます。 同じく12日、水曜日、農振調査が、新原委員、本村委員でございます。 10月13日、木曜日、4条・5条の調査が、大園委員、福元里美委員でございます。 同じく13日、木曜日、3条調査が、本田委員、立元委員でございます。 10月の総会は、10月21日金曜日の9時からこの場所で行いたいと思います。以上です。
- 議長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。 無ければ、これを持ちまして令和4年度第6回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。
- 次 長 閉会前にマイナンバーカード取得についてお知らせします。マイナンバー取得については、 一階のロビーで手続きができます。マイナポイントを受け取るためには、9月末までの申請 が必要です。まだ、マイナンバーを取得されていない方は、手続きされるようお願いします。 以上です。
- 上之脇 お手元にA4の用紙3枚で「農地の現在及び将来の耕作意向調査の協力について(依頼)」 が配られているかと思います。これについて、簡単に説明させていただきます。モデル地域

のうち川東町・南町・吾平町・串良町につきまして、この調査表を郵送いたしまして、回答を求めるようにしております。回答の様式は2種類で、現在の農地の状況を調査票1に記入していただきまして、調査票2には概ね10年度の予定を記載いただくこととしております。また、対象につきましては、農家台帳に記載されております対象地区の農地を耕作される方に郵送しております。4地区で約500件ほどとなっております。担当委員の方に回っていただくのは、この郵送の対象外となった、死亡者や行方不明者、福祉施設入居者等でございます。今回、この様式を示させていただいたのは、対象地区外にお住まいの方もおられるため、担当委員以外の委員の方に相談があった時のためです。ご理解いただき、不明な点等ありましたら、事務局の方までご連絡いただければと思います。以上です。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)